

# 改葬許可申請書 (記入例)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) えびの市長

死亡者の住所や本籍、火葬年月日等が不明の場合は、空欄にせず「不詳」とご記入ください。この場合、不詳となった経緯の説明をお願いします。

申請者 住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 □□ ◇◇

※記名押印又は署名

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、改葬許可を受けたいので、墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定により申請します。

|                    |                                      |                              |                                     |   |
|--------------------|--------------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|---|
| 死亡者                | 本籍                                   | 例) えびの市大字〇〇△△番地              |                                     |   |
|                    | 住所                                   | 例) えびの市大字△△〇〇番地              |                                     |   |
|                    | 氏名                                   | 〇〇 △△                        | 他 3 体<br>(別紙のとおり)                   | 性別 男 <b>女</b>   |
|                    | 死亡年月日                                | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日                  | 埋葬 又は<br>火葬年月日                      | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日<br>※死亡から24時間以内の火葬はできません   |
|                    | 埋葬 又は<br>火葬の場所                       | 火葬場の名称<br>火葬の場合 例) 小林市葬祭センター | 墓地の<br>所在地<br>土葬の場合 例) えびの市大字〇〇△△番地 | 火葬場で火葬の場合は、火葬場の名称のみをご記入ください。<br>参考: 管内・近隣の火葬場<br>・小林市葬祭センター(S44.10~S56.6)<br>・西諸広域葬祭センター(S56.7~)<br>・ひしかり苑(鹿児島県伊佐市) |
| 改葬の理由              | 例) 新たな墓地へ移すため、納骨堂へ納めるため 等            |                              |                                     |   |
| 改葬の場所<br>(所在地・名称)  | 例) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 市営〇〇霊園              |                              |                                     |   |
| 申請者の墓地<br>使用者等との関係 | <b>本人</b> ( 改葬先が決まっていない場合は、申請できません。) | 死亡者と申請者との続柄                  | 死亡者の<br>例) 長男                       |   |

【現在使用中の墓地等の管理者の証明欄】 ※市営墓地又は宗教法人、公益法人等の証明

死亡者について、埋葬・埋蔵・**収蔵**の事実を証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 例) えびの市大字〇〇△△番地

氏名 例) 宗教法人〇〇寺 代表 〇〇〇〇

印

※古くからある集落の墓地等で管理者が不明の場合は、上記証明に代えて、新たに納める改葬先の墓地や納骨堂の使用許可証又は受入証明書(写し)を添付してください。

## 【備考】

- 改葬許可証の手数料は無料です。
- 現在遺骨を収めている墓地又は納骨堂がえびの市以外の場合は、所在地市町村で申請してください。
- 遺骨をお墓又は納骨堂から出して、自宅で安置することは改葬には当たりません。改葬許可は不要です。
- 建て替えや再火葬を目的に遺骨を取り出し、再度、同じ場所に納めることは、改葬には当たりません。改葬許可は不要です。
- 分骨、散骨は、改葬には当たりません。改葬許可は不要です。
- 手元供養の遺骨を初めてお墓又は納骨堂に収めることは改葬には当たりません。この場合、火葬場発行の火葬証明が必要です。
- 現在使用中の墓地等の管理者の証明も改葬先の墓地や納骨堂の使用許可証又は受入証明書も添付できない場合は、死亡者の除籍謄抄本、死亡者と改葬許可申請者の関係を証する戸籍等を添付してください。
- 改葬と同時に、遺骨の再火葬を行う場合は、火葬場の予約をお願いします。西諸広域葬祭センター(☎0984-22-5526)